

# 2024（R6）年6月定額減税の納付等の処理

2024（R6）年6月から定額減税が実施されます。内容については、既報（2024年3月の317号）や税務署等が実施している説明会の資料を参照して漏れのない対応をお願い致します。今回は、定額減税を実施した際の、納税（源泉税の納付（所得税徴収高計算書（納付書）））について紹介いたします。

## 源泉税の納付書（所得税徴収高計算書）の記載

6月支給給与の所得税等は、従前の月と同様に「法定納付期限（支給月の翌月10日まで）」に納付します。よって、今回は7月10日（水曜日）までの納付が必要となります。

その納付に際して「所得税徴収高計算書（納付書）」に所定の記載を行います。記載する「税額」に注意する必要があります。

納付書の「俸給・給料等」、「賞与（役員賞与を除く。）」、「役員賞与」の項目の「税額」欄には「控除前税額から月次減税額の控除をした後の金額（その給与等から源泉徴収すべき税額）」を集計し、その控除後の金額を記入します。つまり、所得税の定額減税（当月）分を差し引いた、税務署に納付すべき金額を記入します。合計欄の上部にある「年末調整による超過税額」欄に定額減税額の記載は行いません。また「摘要」欄にも記載は不要となります。

〔記載例〕 <納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）>

## 税額0円の源泉税の納付書（所得税徴収高計算書）の提出

月次減税の控除によって、6月分の納付する所得税が0円（納付書の「合計」欄の金額が0円）となった場合であっても、納付税額がある場合と同様に「所得税徴収高計算書（納付書）」を記載し、税額の合計欄0円と記載した納付書を「所轄税務署」に提出する必要があります。

納付税額がある場合には、一般に銀行等の金融機関窓口で支払処理を行っていると思います。しかし、納付税額が0円だと窓口で支払うべき金額がないため、納付書を受け付けてくれません。必ず、税務署に提出する必要があり、①税務署窓口へ持参、②郵送（控えが必要な場合は返信封筒を同封）、③e-Taxによる送信の何れかの対応が必要になります。

定額減税の月次処理で慌ただしい中、納付書の処理を漏らさないようご注意ください。

### ⑥6月の予定

- 6/10・5月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 7/1・4月決算法人の確定申告
- ・1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

